

～ さあ行こう その一票が 未来の一步 ～

参議院議員通常選挙

投票日は **7月10日(日)**

任期満了による参議院議員通常選挙を7月10日㊤投開票で執行します。
あなたの貴重な1票を自覚と責任をもって投票しましょう。

▶投票時間 午前7時～午後8時

▶投票所

| 投票所 | 場所 |
|-------|----------------|
| 第1投票所 | 神崎ふれあいプラザ 視聴覚室 |
| 第2投票所 | 米沢小学校体育館 |



●投票日に用事がある方は期日前投票を

投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭等の予定があり、投票所に行けない方は、期日前投票を行うことができます。

▶投票期間 6月23日㊤～7月9日㊤までの毎日

▶投票時間 午前8時30分～午後8時

▶場 所 役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参ください。

●病院などに入院中の方は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続きに時間がかかるため、早目に選挙管理委員会までお問い合わせください。

●感染症予防対策について

期日前投票所・各投票所の入口等に消毒液を設置します。投票の際は、マスクを着用し、咳エチケットの実施、周りの人との距離を保つようにご協力をお願いします。

●身体に障害のある方は郵便による投票を

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をしてください。

▶郵便による不在者投票ができる方

①身体障害者手帳を持っている方のうち

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の方
- ・免疫、肝臓の障害が1級から3級までの方

②戦傷病者手帳を持っている方のうち

- ・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症までの方

③介護保険の被保険者証が「要介護5」の方

●特定患者等の特例郵便等投票

及び濃厚接触者の投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

濃厚接触者の方は、投票所等において投票できます。詳しくは、総務省のホームページを確認し、不明な点は選挙管理委員会にお問い合わせください。

問合せ

神崎町選挙管理委員会 ☎㊤2111
(役場総務課内)

★総務省 特例郵便等投票制度
周知ホームページ

